

# 集団施設地区等の 維持管理及び運営等に関する業務の基準

令和7年1月

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課

## 目 次

<b>1 基本方針</b>	1
<b>2 施設及び設備の保守及び維持管理に関する業務</b>	
(1) 保守及び維持管理業務	1
(2) 保安警備業務	3
(3) 留意事項	3
<b>3 施設の運営に関する業務</b>	
(1) 集団施設地区等への入退出について	3
(2) 利用承認施設の供用日、供用時間及び開場時間	4
(3) 利用の申込み	4
(4) 利用の承認	5
(5) 利用承認の取消し等	5
(6) 施設の利用案内に関する業務	5
<b>4 利用料金の徴収に関する業務</b>	
(1) 利用料金の徴収	5
(2) 利用料金の額の決定	6
(3) 利用料金の減免	6
(4) 利用料金の不還付の決定	6
<b>5 行為の制限に係る許可に関する業務</b>	
(1) 行為の制限に係る許可手続きの案内	6
(2) 行為の制限に係る許可手続きの案内の報告	6
<b>6 調査及び監査等</b>	
(1) 調査及び監査等	6
<b>7 その他留意事項</b>	
(1) 関係機関への届出等	6
(2) 職員の配置等	6
(3) 行政財産目的外使用許可部分の光熱水費について	7
(4) 引継ぎ	7
(5) 自然環境保全センターとの調整等について	7

# 集団施設地区等の維持管理及び運営等に関する基準

集団施設地区等の指定管理者の募集は、次の2施設と一括で行います。

- ・やまなみセンター（「維持管理及び運営等に関する基準」は別紙2-1のとおりです。）
- ・カヌー場（「維持管理及び運営等に関する基準」は別紙2-3のとおりです。）

## 1 基本方針

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例（以下「条例」という。）第2条に定める「県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資するための施設」の役割を十分に発揮しうる施設運営を行う。

また、指定管理業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守し、集団施設地区等の適正な管理運営を行うものとする。

## 2 施設及び設備の保守及び維持管理に関する業務

### (1) 保守及び維持管理業務

#### ア 集団施設地区等の保守及び維持管理

集団施設地区等内の施設及び設備について、次の保守管理を行うものとする。

施設及び設備の内容は、別紙1「集団施設地区等業務区域及び主な施設」及び別紙2「集団施設地区等施設・設備・管理物品 一覧表」を参照。

また、各施設維持管理及び設備の保守管理については、法令に基づく管理責任者を設置し、別紙3「集団施設地区等管理運営業務の内容及び基準（仕様）詳細について」に基づき、同基準以上の維持管理の水準で行い、必要に応じてその他の点検等を行うこと。不具合を発見した場合は、速やかに可能な範囲で修繕又は応急対応を実施する。指定管理者で対応できない場合は、速やかに県に報告すること。

#### イ 植物管理

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| a 高木管理 軽剪定（常緑樹、落葉樹、針葉樹） | 年 262本（年間で全体の50%）   |
| b 中低木管理 刈込み（手刈り）        | 年 13,390㎡   |
| c 中低木管理 草取り（人力）         | 年 29,690㎡   |
| d 芝生管理 芝刈り（機械刈）         | 年 21,500㎡×7回（ケヤキ広場）<br>年 5,790㎡×4回（野外音楽堂周辺※）<br>※ 野外音楽堂、もみの木広場、築山<br>年 29,420㎡×2回（上記以外） |
| e 芝生管理 エアレーション          | 年 21,500㎡×100%（ケヤキ広場）   |
| f 芝生管理 目土かけ             | 年 21,500㎡×50%（ケヤキ広場）  |
| g 芝生管理 施肥               | 年 21,500㎡×50%（ケヤキ広場）  |
| h 草地管理 草刈               | 年 84,730㎡   |

- (イ) 清掃管理
- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| a 建物清掃    | 年 36回           |
| b トイレ清掃   | 年 250回          |
| c 園路・広場清掃 | 年 30回           |
| d 芝地・草地清掃 | 年 18回           |
| e 年末年始清掃  | 年 1回 (園地全体・トイレ) |
- (ウ) 施設及び設備の保守及び維持管理
- |                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| a 建築基準法にもとづく定期点検 (野外音楽堂) |                      |
| ・敷地及び構造                  | 3年に1回                |
| ・建築設備                    | 年 1回                 |
| b 電気設備保守管理 (共用施設)        | 年 6回 (宮ヶ瀬園地・鳥居原園地)   |
| c 給水設備点検 (共用施設)          | 年 12回 (宮ヶ瀬園地)        |
| d 受水槽保守管理                |                      |
| ・簡易専用水道検査 (清掃を含む)        | 年 1回                 |
| ・水質検査                    | 年 12回                |
| e 汚水設備保守管理 (共用施設)        |                      |
| ・汚水ポンプ保守点検 (3箇所)         | 年 15回 (宮ヶ瀬園地)        |
| ・浄化槽保守点検                 | 年 24回 (鳥居原園地) ※別紙3参照 |
| f 水景設備保守                 | 年 2回 (鳥居原園地)         |
| g 遊具点検                   | 年 2回                 |
| h 小破修繕                   | 随 時                  |
- (エ) 運営管理
- |                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| a 年末年始巡視                        | 年 1回 (園地全体) |
| b 鳥居原園地駐車場における<br>観光シーズン週末の交通誘導 | 年 約100日     |

## イ 共用施設の保守管理及び料金等の取扱事務

### (ア) 保守管理

別紙2【施設・設備】設備一覧の共用施設の保守管理については、「ア 集団施設地区等の保守及び維持管理」の規定のほか、周辺施設（やまなみセンター、カヌー場、相模原市鳥居原ふれあいの館及び清川村宮ヶ瀬湖水の郷交流館）の管理者と自然環境保全センターが結ぶ協定（以下「共用施設協定」という。）の規定に基づき行うこと。

### (イ) 料金等の取扱事務

共用施設が扱う電気、水道等の料金等については、共用施設協定の規定に基づき、各管理者の使用量及び料金等の算定、各管理者への請求等の事務を指定管理者が行うものとする。

※ 共用施設：集団施設地区等に設置している電気設備、水道設備、汚水設備であり、集団施設地区等内及びその周辺の施設で共通で使用している設備

## ウ 物品等の保守管理業務

### (ア) 事務備品

備品管理簿で管理を行うほか、施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の維持、

管理を行うこと。

破損、不具合等が発生した場合は、県に報告を行うこと。

(イ) 事務消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。また、不具合等が発生したものは、随時更新を行うこと。

(ウ) 物品の帰属

備付けの物品や県が購入し委任した物品については県に帰属する。

指定管理者が指定期間中に更新又は新たに購入した物品の中で、施設運営の継続のために必要と認められるものについては、県と協議の上、指定管理期間終了後、県に無償譲渡するものとする。

(エ) 注意義務

物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うこと。

(オ) 処分等

管理物品の処分等については、事前に県の承認を要する。また、管理物品の処分等に係る費用については、指定管理者が負担するものとする。

(カ) 報告

指定管理者は、管理物品について、現在高と照合の上、毎年3月末までに県に報告すること。

**(2) 保安警備業務**

ア 施設内の秩序を維持し、事故、火災等の災害及び破壊等の犯罪の発生を警戒、防止し、利用者の安全を守るとともに財産の保全を図るため、保安警備を適切に行うこと。

イ 事故、災害及び犯罪等から利用者の安全を図ることができるよう適切な管理体制を整備、維持すること。

ウ 入退出者等を適切に管理すること。

エ 積雪時、園路を中心に除雪すること。

オ ヤマビル、スズメバチ、サル等野生動物から利用者を守るため、防除対策を実施し、被害状況や発生状況等のデータを収集すること。また、県が実施する防除対策に協力するとともに、野生動物への餌付け防止に係る利用者への普及啓発に努めること。

**(3) 留意事項**

ア 点検、清掃等に際しては、利用者の利用の妨げにならないように行うこと。

イ 原則として、施設内に喫煙場所は設けないこと。

ウ 公衆電話等を設置する場合は、県に対して使用許可の申請を行い、許可を得ること。

エ 宮ヶ瀬湖周辺で災害及び事故等が発生した場合、国・県・関係市町村及び地元等と連携した協力体制をとること。

**3 施設の運営に関する業務**

**(1) 集団施設地区等への入退出について**

集団施設地区等は、原則、1年を通じて終日、自由に入退出できることとする。

## (2) 利用承認施設の供用日、供用時間及び開場時間

### ア グラスライダー

#### (ア) 供用日

- a 1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- b 7月21日から8月31日まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、県の承諾を得て、供用日を臨時に変更することができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

#### (イ) 供用時間

午前10時から午後4時（12月1日から翌年の3月31日までの間にあっては、午後3時）まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、県の承諾を得て、供用時間を臨時に変更することができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

### イ 野外音楽堂

#### (ア) 供用日

原則、1年を通じて供用可能とする。

#### (イ) 供用時間

午前9時30分から午後5時までとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、県の承認を得て、供用時間を臨時に変更することができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

### ウ 小中沢駐車場

#### (ア) 供用日

原則、1年を通じて供用可能とする。

#### (イ) 供用時間

午前0時から午後12時までとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、県の承認を得て、供用時間を臨時に変更することができる。この場合、事前に利用者に告知すること。なお、供用時間は開場時間内に退出しない車両のために規定しているものであり、開場時間外に利用することを推奨するものではないことに留意すること。

#### (ウ) 開場時間

午前9時から午後5時までとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、県の承認を得て、開場時間を臨時に変更することができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

## (3) 利用の申込み

### ア グラスライダー

指定管理者は、利用の当日に申込みを受け付ける。

### イ 野外音楽堂

指定管理者は、利用日の3月前の日の属する月の初日から利用日の当日までの申込期間に、利用の申込みを受け付ける。

また、国、県若しくは県内の市町村の機関、公共的団体又は指定管理者が、県民に自然

とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資することを目的とした催し等を行うために利用する場合で、申込期間前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障が生ずると認められるときは、指定管理者が承認により申込期間前に利用の申込みを受け付ける。

申込期間前の利用の申込みについては、申込期間の初日の10日前までに申請を受け付ける。

#### ウ 小中沢駐車場

指定管理者は、利用の当日に駐車場出入口のゲートの自動発券により利用の申込みを受け付ける。ただし、駐車場利用が非常に多くなると想定されるイベントが集団施設地区等及びその周辺で行われる際は、出入口ゲートの通過の確認をもって受け付けたものとする。

### (4) 利用の承認

ア 指定管理者は、条例、集団施設地区等規則（以下「規則」という。）に基づき、ガラスライダー、野外音楽堂及び小中沢駐車場を利用しようとする者に対して利用の承認を行う。

イ 指定管理者は、利用の承認を受けようとする者が条例第10条第2項各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を与えないことができる。

ウ 指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の承認を与えないことができる。

### (5) 利用承認の取消し等

ア 指定管理者は、利用の承認を受けた者が条例第14条各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

イ 指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の承認を取り消すことができる。

### (6) 施設の利用案内に関する業務

#### ア 指導・助言

指定管理者は、県民が施設を利用する際、必要な指導・助言を行うこと。

#### イ 受付業務

指定管理者は、受付業務に常時1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。

#### ウ その他

指定管理者は、利用者からの相談を受け、利用前に十分な打合せを行うとともに、各種利用のための申請書類及び利用の手引き書を作成し、電話による問合せや、施設の見学等に対応すること。また、施設内や案内パンフレット等に、指定管理者により管理・運営されている施設であることを表示すること。

## 4 利用料金の徴収に関する業務

### (1) 利用料金の徴収

ア 利用料金の徴収に当たっては、徴収手続きに関する規程等を定め、適正に取扱うとともに、事故防止に努めること。

イ 利用料金の徴収及び保管については、責任者を置いて適正な管理を行うこと。

ウ 利用料金は前納とする。ただし、駐車場利用料金については、指定管理者は、当該利用

が終了した後、速やかに、精算し納付させることができる。

エ 利用料金は指定管理者の収入とする。なお、収納した利用料金は、帳簿等を作成し、適正に管理しなければならない。

## (2) 利用料金の額の決定

利用料金の額は、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、条例別表第 1 に定める額の範囲内において、県の承認を得て定めること。

## (3) 利用料金の減免

利用料金の減免については、条例第 12 条の規定に基づき県の承認を得て定めた基準により、適正かつ公正に行うこと。

## (4) 利用料金の不還付の決定

納付された利用料金は還付しない。ただし、災害その他利用の承認を受けた者の責めに帰すことができない理由により施設等を利用することができないと認めるときは、この限りではない。

## 5 行為の制限に係る許可に関する業務

### (1) 行為の制限に係る許可手続きの案内

集団施設地区等において、条例第 15 条各号の行為を行いたいとの相談等がある場合は、当該行為について、県の許可が必要であることを説明して案内すること。併せて、条例第 16 条の規定に基づく使用料の県への納付について案内すること。

### (2) 行為の制限に係る許可手続きの案内の報告

行為の制限に係る許可の手続きについて案内した場合は、指定管理者との調整結果等と併せて速やかに県へ相談内容等を報告すること。

## 6 調査及び監査等

### (1) 調査及び監査等

県は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

## 7 その他留意事項

### (1) 関係機関への届出等

集団施設地区等の管理運営に関する必要な法令を遵守し、関係機関への届出や手続き等を遺漏なく行うこと。

### (2) 職員の配置等

ア 労働基準法等関係法令を遵守すること。

イ 施設の管理運営責任者を常勤雇用で 1 名以上配置すること。

ウ 受付業務に必要な人数を配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。

エ 防火管理者を置くこと。

オ 施設運営及び施設管理等に従事する者には、自然公園の集団施設地区及び園地での勤務経験、会計経理の実務経験を有する者を配置するように努めること。また、集団施設

地区及び園地の運営等に関する知識を習得するための職員研修等を定期的を実施するよう努めること。

カ 職員は、利用者に対し利用の指導が行える者を配置するとともに、応急救護手当に対応できる有資格者（救急救命士等）を配置するよう努めること。

**(3) 行政財産目的外使用許可部分の光熱水費について**

指定管理料に含まれていないため、各使用者に対し、実際にかかった費用を請求すること。また、請求した費用については、立替収入として県へ報告すること。

**(4) 引継ぎ**

指定管理者は、指定期間終了までに引継書を作成し、次期指定管理者が集団施設地区等の業務を円滑かつ支障なく遂行できるように、引継ぎを行わなければならない。

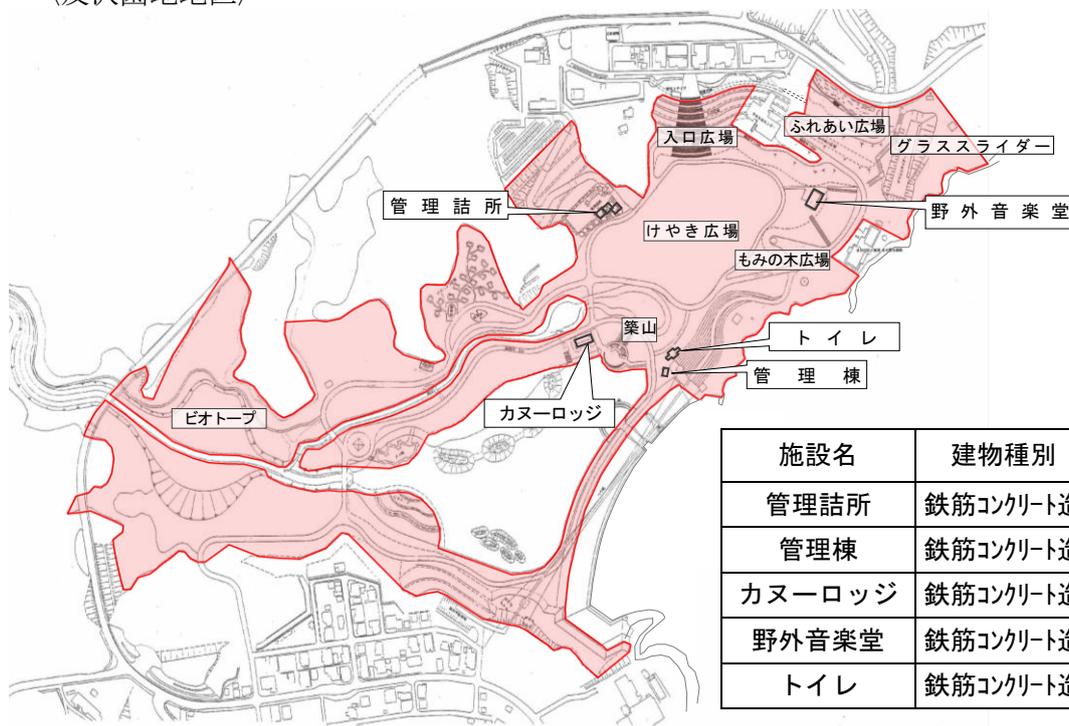
**(5) 自然環境保全センターとの調整等について**

集団施設地区等の許認可のほか、指定管理業務に係る指定管理者との調整は、自然環境保全センターが事務を分掌しているため、集団施設地区等の管理運営に当たっては、自然環境保全センターとの十分な連絡調整に努めること。

## 集団施設地区等業務区域及び主な施設

### 【宮ヶ瀬湖集団施設地区】

〈及沢園地地区〉



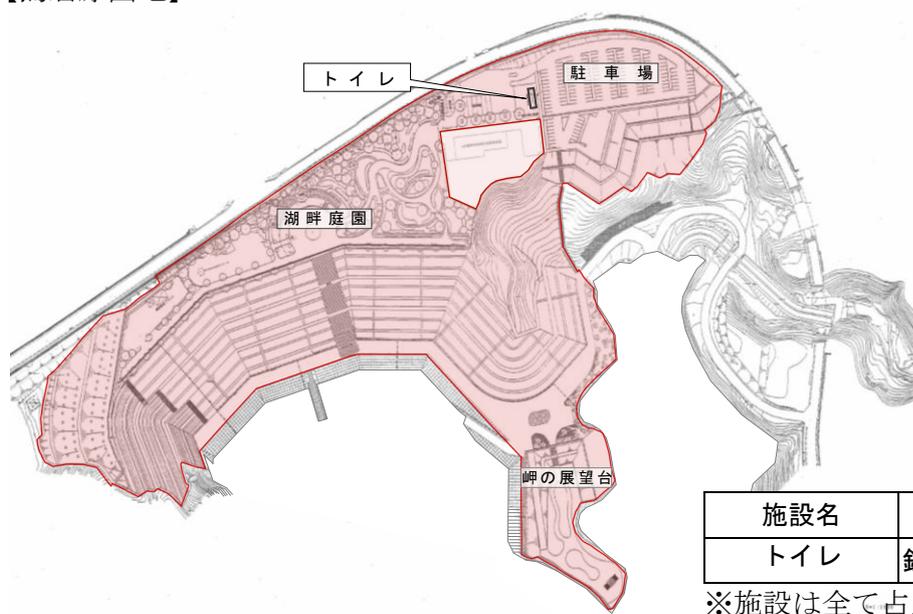
※施設は全て占用許可を受けた河川区域内です。

〈小中沢園地地区〉



※施設は駐車場Aを除き、占用許可を受けた河川区域内です。

【鳥居原園地】



施設名	建物種別	延床面積
トイレ	鉄筋コンクリート造	38.92 m <sup>2</sup>

※施設は全て占用許可を受けた河川区域内です。

集団施設地区等施設・設備・管理物品 一覧表

## 【施設・設備】

## 施設一覧

地区	施設名	建物種別	延床面積	用途目的
及沢園地地区	管理詰所	鉄筋コンクリート造	191.82 m <sup>2</sup>	作業員等の詰所、作業機械の格納施設
	管理棟	鉄筋コンクリート造	33.75 m <sup>2</sup>	及沢園地の管理事務所
	カヌーロッジ	鉄筋コンクリート造	98.02 m <sup>2</sup>	カヌーの格納スペース、事務所、更衣室等
	野外音楽堂	鉄筋コンクリート造	236.00 m <sup>2</sup>	各種催物の会場等
	トイレ（及沢）	鉄筋コンクリート造	93.14 m <sup>2</sup>	トイレ
	遊具	木造	—	遊戯施設
小中沢園地地区	管理棟	鉄筋コンクリート造	33.75 m <sup>2</sup>	小中沢地区の管理事務所
	トイレ	鉄筋コンクリート造	93.14 m <sup>2</sup>	トイレ
鳥居原園地	トイレ	鉄筋コンクリート造	38.92 m <sup>2</sup>	トイレ

## 設備一覧

地区	施設名
及沢園地地区	及沢汚水中継ポンプ（共用施設：概要は下表）
	及沢汚水圧送ポンプ（共用施設：概要は下表）
	及沢第一変電所・及沢第二変電所（共用施設：概要は下表）
	ボートウォーク・八ツ橋・木橋・あずまや・ベンチ
小中沢園地地区	小中沢配水池（受水槽・滅菌装置・圧力ポンプ）（共用施設：概要は下表）
	小中沢汚水圧送ポンプ（共用施設：概要は下表）
	小中沢変電所（共用施設：概要は下表）
	あずまや・ベンチ
鳥居原園地	鳥居原下水処理場（共用施設：概要は下表）
	鳥居原変電所（共用施設：概要は下表）
	水景設備
	つる棚（パーゴラ）・ベンチ・あずまや

## (共用施設の概要)

設備等区分	名称	概要
電気設備	受変電設備	○及沢第一・第二変電所、小中沢変電所、鳥居原変電所 受電装置、変電装置、高圧幹線ケーブル 他
給排水設備	上水道設備	○小中沢配水池 受水槽、配水管幹線 他
	下水道設備	○小中沢汚水圧送ポンプ、及沢汚水中継ポンプ、及沢汚水 圧送ポンプ、汚水管幹線 他 ○鳥居原下水処理場 浄化槽、汚水管幹線 他

## 【管理物品】

分類	細分類	品名	規格	単価	数量
備品	箱、戸棚類	格納箱	カイスイマレン ジェンボステーション J1800	210,000	1
〃	諸機械類	発電機（ポータブル発電機）	コマツェノア KV-1200	108,990	1
消耗品	事務用機器類	ホワイトボード	ライオン H-12SY 月行事予定表	26,250	1
〃	農水産機器類	チェンソー	コマツェノア G340AV カバー付	75,600	1
〃	〃	刈込機	マキタ EH560・三菱 T120	—	2
〃	〃	ブローア	STIHL45・ECHO PBE260L	—	2
〃	諸機械類	穴掘機（オガ	コマツェノア AG530	71,190	1
〃	〃	水中ポンプ	エバラ	—	1
〃	雑器具類	脚立	ヒココーポレーション HM-300 天場付	46,095	2

分類	分類	品名	規格	単価	数量
〃	雑器具類	タンク	大阪木交 スーパーローリー 500	25,200	1
〃	〃	ツルハシ	-	-	2

集団施設地区等管理運営業務の内容及び基準（仕様）詳細について

(ア) 植物管理

業務内容			管理エリア			規模	単位	実施内容		備考	
			及沢	小中沢	鳥居原			規模	単位		
高木管理	常緑樹	軽剪定	C=15cm未満	53		53	本	72.0	本/年	50%	
			C=15～29cm	83		83	本				
			C=30～59cm	8		8	本				
			C=60～89cm	0		0	本				
			計	144		144	本				
	落葉樹	軽剪定	C=15cm未満	139		139	本	182.5	本/年	50%	
			C=15～29cm	200		200	本				
			C=30～59cm	25		25	本				
			C=60～89cm	1		1	本				
			計	365		365	本				
	針葉樹	軽剪定	C=15cm未満	1		1	本	8.0	本/年	50%	
			C=15～29cm	8		8	本				
			C=30～59cm	3		3	本				
			C=60～89cm	4		4	本				
			計	16		16	本				
中低木管理	刈込み	手刈り	高さ 1.5m	4,920	4,750	3,720	13,390	m <sup>2</sup>	13,390	m <sup>2</sup> /年	1回
	草取り	人 力		4,920	4,750	20,020	29,690	m <sup>2</sup>	29,690	m <sup>2</sup> /年	1回
芝地管理	芝 刈	機 械	ケヤキ広場	21,500	0	0	21,500	m <sup>2</sup>	150,500	m <sup>2</sup> /年	7回
			野外音楽堂 周辺	5,790	0	0	5,790	m <sup>2</sup>	23,160	m <sup>2</sup> /年	4回
			上記以外	21,000	0	8,420	29,420	m <sup>2</sup>	58,840	m <sup>2</sup> /年	2回
	エアレーション			21,500	0	0	21,500	m <sup>2</sup>	21,500	m <sup>2</sup> /年	100%
	目土かけ		ケヤキ広場	21,500	0	0	21,500	m <sup>2</sup>	10,750	m <sup>2</sup> /年	50%
	施 肥			21,500	0	0	21,500	m <sup>2</sup>	10,750	m <sup>2</sup> /年	50%
草地管理	草 刈	機 械		43,520	16,180	25,030	84,730	m <sup>2</sup>	84,730	m <sup>2</sup> /年	1回

※ 上記の業務の内容及び基準を上回る実施回数や草花を使用する植物管理など、自主的な業務内容を提案することが可能です。

(イ) 清掃管理

業務内容		管理エリア			規模	単位	実施回数 (回/年)
		及沢	小中沢	鳥居原			
建物清掃	掃き掃除、ごみ収集	334	0	0	334	m <sup>2</sup>	36
トイレ清掃	掃き・拭き掃除・水拭き 洗浄、ごみ収集、 汚物処理、消耗品補充等	93	93	38	224	m <sup>2</sup>	250
園路・ 広場清掃	ごみ収集	34,660	23,840	18,800	77,300	m <sup>2</sup>	30
芝地・ 草地清掃	ごみ収集	78,930	25,030	26,055	130,015	m <sup>2</sup>	18
年末年始清 掃	トイレ清掃、 園地内ごみ収集	及沢、小中沢、鳥居原			1.0	式	1

## (ウ) 施設及び設備の保守及び維持管理

業務内容		業務内容詳細	実施回数 (回/年)	備考
定期点検	建築基準法にもとづく 定期点検	敷地及び構造の点検	3年に1回	野外音楽堂
		建築設備の点検	1	
	電気設備保守管理	受変電設備点検	6	及沢、小中沢 鳥居原
	給水設備点検	制御盤・滅菌装置・圧力タンク等点検	12	及沢、小中沢
	受水槽保守管理	簡易専用水道検査(清掃を含む)	1	小中沢
		水質検査	12	小中沢、及沢
	汚水設備保守管理	汚水ポンプ保守点検(3箇所)	15	及沢、小中沢
		浄化槽保守点検 (必要に応じ汚泥汲み取り実施)	24	鳥居原 ※相模原市による浄化槽更新後は発生する負担金を支払う。
	水景設備保守	設備点検	2	鳥居原
遊具点検	園地内遊具点検	2	及沢	
小破修繕			随時	

## (エ) 運営管理

業務内容	実施回数 (回/年)
年末年始巡視	1
鳥居原園地駐車場における観光シーズン週末の交通誘導	約 100 日